

**「長野県犯罪被害者等支援条例（仮称）」
検討報告書**

**長野県犯罪被害者等支援条例検討部会
令和3年10月**

I はじめに

犯罪等の被害には、誰もが突然遭う可能性があります。そしてその被害は、心身への直接的な被害だけでなく、長期間にわたる精神的、経済的苦痛など、多くの被害を受けるため、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じることにより、その権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に平成16年12月に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定され、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。さらに、平成17年12月には施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が策定されました。その後、第2次、第3次計画が策定され、令和3年4月には、第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策が進められています。

長野県においても、犯罪被害者等の支援に関し、基本法などに基づき関係機関と連携しながら犯罪被害者等の支援に取り組んできました。しかしながら、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発し、本県においても、犯罪被害者支援の重要性がますます高まるとともに、SNS等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面しています。

そこで、県では、長野県犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定に向けた具体的な検討を行うこととし、本部会において、条例に盛り込むべき内容について検討を重ねてきました。今般、「長野県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討報告書」を取りまとめましたので、報告します。

II 長野県人権政策審議会長野県犯罪被害者等支援条例検討部会

氏名	所属等
○匂 坂 千 穂	弁護士/長野県弁護士会犯罪被害者支援対策委員会委員長
宮 坂 節 勇	NPO 法人長野犯罪被害者支援センター専務理事
尾 崎 万帆子	白梅学園大学講師/日本被害者学会/被害者が創る条例研究会
山 本 京 子	長野大学客員教授/長野県公認心理士・臨床心理士協会会長
川 上 哲 義	会社役員/被害者遺族/NPO 法人長野犯罪被害者支援センター理事

注) ○は部会長

III 検討経過

○ 長野県人権政策審議会長野県犯罪被害者等支援条例検討部会の開催

回	月日	主な意見等
第1回	5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度以降制定された都府県条例の状況等 ○県条例に盛り込むべき内容 <ul style="list-style-type: none"> ・定義（再被害等） ・責務等（事業者の責務、市町村に対する支援等） ・基本的な施策（「損害賠償請求の支援、情報の提供」「未成年者への配慮」等） ○県に望む具体的な施策 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実 ・経済的な支援（見舞金）
第2回	7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○県条例に盛り込む内容 <ul style="list-style-type: none"> ・定義（二次被害） ○県に望む具体的な施策 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な支援（貸付金、弁護士費用等） ・日常生活の支援
第3回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○県条例に盛り込む内容とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・県の責務 ・基本的な施策（「日常生活の支援」、「教育」等）

長野県犯罪被害者等支援条例（仮称）に盛り込む内容について（案）

1 目的

- (1) 犯罪被害者等支援について、基本理念を定める。
- (2) 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにする。
- (3) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、同支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図る。
- (4) 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

2 定義

- (1) 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）
- (2) 犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族）
- (3) 犯罪被害者等支援（犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組）
- (4) 二次被害（犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害）
- (5) 再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けること）
- (6) 民間支援団体（犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体）

3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害又は二次被害の有無等の状況及び原因や、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

4 県の責務

- (1) 基本理念に則り、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

- (2) 市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

5 県民の責務

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努める。
- (2) 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

6 事業者の責務

- (1) 犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。
- (2) 犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するよう努める。

7 民間支援団体の責務

- (1) 専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努める。
- (2) 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

8 基本的な施策

(1) 相談及び情報の提供等

県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずる。

(2) 心身に受けた影響からの回復

県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずる。

- ② 犯罪被害者等が未成年者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努める。

(3) 日常生活の支援

県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずる。

(4) 安全の確保

県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずる。

(5) 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への優先的な入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずる。

(6) 雇用の安定

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずる。

(7) 経済的負担の軽減

県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずる。

(8) 損害賠償請求に関する情報の提供

県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずる。

(9) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供

県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずる。

(10) 県民理解の増進

県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、広報、啓発、教育の充実等その他の必要な施策を講ずる。

(11) 民間支援団体に対する支援

県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講じる。

(12) 支援に従事する人材の養成

県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、支援を担う人材を養成するために必要な施策を講ずる。

9 支援に関する計画

(1) 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「推進計画」）を定める。

(2) 推進計画に定める事項（①基本方針、② 具体的施策、③ その他必要な事項）

(3) 推進計画の策定に当たっては、県民及び犯罪被害者等の意見を反映するために必要な措置を講じ、推進計画を定めたときは遅滞なく公表する。

(4) 推進計画の変更についても上記(3)に準じる。

10 支援推進体制等

- (1) 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の関係する者と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備する。
- (2) 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行う。

11 個人情報の適切な管理

県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理する。また、支援に従事する者も同様とする。

12 財政上の措置

県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

具体的施策についての参考意見

○相談及び情報の提供等

▽直接の支援は市町村が行う部分もある。一方で市町村が77もあるため、県に社会福祉士等の対人専門職を置き、市町村窓口のコーディネートを行うことが必要

○心身に受けた影響からの回復

▽公認心理師・臨床心理士へのカウンセリング料を公費で負担することが必要

○日常生活の支援

▽被害直後に被害者が衣食住に困るケースは多い。市町村等との役割分担の上、ヘルパーの派遣や、配食サービス等の支援が必要

▽社会福祉協議会との連携が必要

○居住の安定

▽犯罪被害によって、それまで住んでいたところに住めなくなった被害者は多いため、不動産関係団体との協定締結等による民間物件の情報提供、仲介料の免除等が必要

▽転居先を紹介するだけでは不十分なため、転居費用や家賃の補助が必要

○経済的負担の軽減

▽被害後すぐ生活に困り、お金が必要な方もいる。迅速な見舞金の支給等の支援が必要

▽国給付金が支給されるまでの間、早急に県から被害者等に対し資金を貸付し、給付金で返済するということでもメリットはあると思う。見舞金と併せて貸付金も必要

○民間支援団体に対する支援

▽早期援助団体に対する財政援助の充実が必要

○人材の育成

▽多くの被害者やご家族が接することが多い方（役場の窓口職員、教育関係者等）を対象にした研修・啓発が必要

○刑事・民事手続参加への情報提供等

▽刑事手続きの進み方や、損害賠償請求ができるのか等、弁護士相談のニーズはある。加えて、訴訟を提起するにも印紙代等が高額になる場合もあるため、弁護士費用の補助、印紙代の補助等が必要